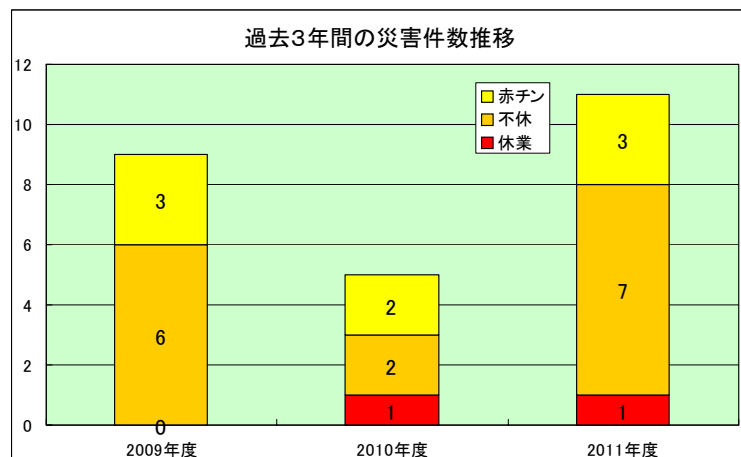


社会的取組みの状況

労働安全衛生の取組み



年度	2009	2010	2011
赤チン災害	3	2	3
不休災害	6	2	7
休業災害	0	1	1
合計	9	5	11

当社の災害件数は、2006年度以降、横ばいの状態が続いており、レベルアップを目指すために2011年度は、様々な取り組みを行ないましたが、11件という多くの災害を発生させる結果となりました。このことは、安全に関する基本の脆弱さに起因するものととらえ、5項目の基本方針の下、「組織改革」「意識改革」「現場改革」という実施項目を掲げた『安全改革』に取り組むことと致しました。現場の不安全要因を徹底的に洗い出し、会社トップから現場作業員・事務所スタッフが一体となってその改善に取り組んでいきます。

健康管理については、従業員と保健師・産業医のパイプ役となる保健スタッフの役割を充実させ、メンタルヘルス対応や生活習慣病対策の実施、健康管理活動の推進に取り組んでまいります。

安全衛生方針

労働安全衛生は、会社経営において最も重要、かつ基本的事項の一つであり、従業員の安全と健康を守ることが、人間尊重の理念に立脚した会社の社会的責務である。

この基本的考え方に基づき、職場における日常の安全衛生管理体制を一層強化し、特に管理監督者は常に危険に対する感受性を磨き、的確な安全指示をすることが必要である。また、合わせて心身両面に亘る健康の保持増進のため、従業員一人ひとりが意識を高め、職場の安全は自ら守り、相互に指摘し合える風土を作ることで、全員参加のもと災害・疾病のない快適な職場環境作りを推進する。

- (1) 職場の潜在的な危険、有害要因を根本的に取除き、真のゼロ災害を目指すため、従業員、協力会社従業員全員参加のもと継続的な安全衛生活動に取り組めます。
- (2) 労働安全衛生法をはじめ関係する法令を遵守するとともに、会社及び事業所で定めた安全衛生規程類に基づき従業員の安全衛生を確保します。
- (3) 従業員の疲労軽減及び心の健康の保持増進を図ります。
- (4) 安全衛生委員会等の安全衛生パトロール、ヒヤリハット、気がかり提案、災害事例からきめ細かく分析した結果等に基づき達成目標を定め、この目標を達成するための方法や実施時期も合わせて、事業所の安全衛生計画を策定します。
- (5) 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の活動を推進し、リスクアセスメントによる「危険ゼロ」の職場を作ります。